

黒川地域行政事務組合人事行政の運営等の状況について

地方公務員法第58条の2及び黒川地域行政事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定に基づき、次のとおり報告するものです。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任免

① 採用試験の実施状況（平成26年4月採用分）

平成25年度採用者における試験内容は次のとおりです。

| 区分 | 受験者 | 合格者 |
|---------|-----|-----|
| 行政職（初級） | 21人 | 2人 |
| 消防職（初級） | 31人 | 8人 |

② 採用者の状況（平成25年4月1日から平成26年3月31日）

平成25年度に採用した職員は次のとおりです。

| 区分 | 競争試験 | その他 | 計 |
|---------|------|-----|-----|
| 行政職（初級） | 2人 | 0人 | 2人 |
| 消防職（初級） | 9人 | 0人 | 9人 |
| 医療職 | 0人 | 1人 | 1人 |
| 計 | 11人 | 1人 | 12人 |

③ 退職者の状況（平成25年4月1日から平成26年3月31日）

平成25年度に退職した職員は次のとおりです。

| 区分 | 定年退職 | 勸奨退職 | 普通退職 | その他 | 計 |
|-------|------|------|------|-----|-----|
| 一般行政職 | 0人 | 0人 | 1人 | 0人 | 1人 |
| 消防職 | 7人 | 0人 | 1人 | 0人 | 8人 |
| 技能労務職 | 1人 | 0人 | 0人 | 0人 | 1人 |
| 医療職 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| 計 | 8人 | 0人 | 2人 | 0人 | 10人 |

(2) 職員数

① 職員の定数の状況（平成25年4月1日現在）

平成25年4月1日現在の職員数は次のとおりです。

| 区分 | 条例定数 | 職員数 |
|---|------|------|
| 理事会の事務局 | 35人 | 30人 |
| 教育委員会の事務局 (教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関の職員) | 2人 | 1人 |
| 消防の事務局 | 135人 | 135人 |
| 計 | 172人 | 166人 |

② 部門別職員数の状況（各年4月1日現在）

| 区 分 | | 職 員 数 | | 対前年増減数 | |
|-----------|--------|--------|--------|--------|-----|
| 部 門 | | 平成24年度 | 平成25年度 | | |
| 普通会計部門 | 一般行政部門 | 総 務 | 10人 | 11人 | 1人 |
| | | 民 生 | 1人 | 1人 | 0人 |
| | | 衛 生 | 18人 | 17人 | △1人 |
| | 教育部門 | | 1人 | 1人 | 0人 |
| | 消防部門 | | 131人 | 135人 | 4人 |
| | 小 計 | | 161人 | 165人 | 4人 |
| 公営企業等会計部門 | 病院部門 | | 1人 | 1人 | 0人 |
| 合 計 | | 162人 | 166人 | 4人 | |

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

③ 職種別職員数の状況（各年4月1日現在）

| 職 種 | 平成24年度 | 平成25年度 | 対前年増減数 |
|-------|--------|--------|--------|
| 一般行政職 | 20人 | 19人 | △1人 |
| 消 防 職 | 130人 | 135人 | 5人 |
| 技能労務職 | 11人 | 11人 | 0人 |
| 医 療 職 | 1人 | 1人 | 0人 |
| 合 計 | 162人 | 166人 | 4人 |

④ 年齢別職員構成の状況（平成25年4月1日現在）

| 職 種 | 20歳 | 20歳 | 24歳 | 28歳 | 32歳 | 36歳 | 40歳 | 44歳 | 48歳 | 52歳 | 56歳 | 60歳 | 合 計 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| | 未満 | 23歳 | 27歳 | 31歳 | 35歳 | 39歳 | 43歳 | 47歳 | 51歳 | 55歳 | 59歳 | 以上 | |
| 行政職 | 0人 | 3人 | 1人 | 0人 | 2人 | 0人 | 4人 | 0人 | 1人 | 2人 | 6人 | 0人 | 19人 |
| 消防職 | 8人 | 19人 | 15人 | 5人 | 11人 | 29人 | 4人 | 0人 | 11人 | 18人 | 15人 | 0人 | 135人 |
| 労務職 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 1人 | 3人 | 2人 | 0人 | 2人 | 2人 | 1人 | 0人 | 11人 |
| 医療職 | *人 | *人 | *人 | *人 | *人 | *人 | *人 | *人 | *人 | *人 | *人 | *人 | 1人 |

※該当者が3人以下の欄は*（アスタリスク）で表示されています。

2 職員の給与の状況

1 総括

(1) 人件費の状況（平成 25 年度普通会計決算）

| 区 分 | 歳出額 A | 実質収支 | 人件費 B | 人件費率 (B/A) | (参考) 平成 24 年度 の人件費率 |
|----------|--------------|-----------|--------------|---------------|---------------------------|
| 平成 25 年度 | 1,951,934 千円 | 29,656 千円 | 1,176,237 千円 | 60.3% | 42.0% |

(2) 職員給与費の状況（平成 26 年度普通会計当初予算）

| 区 分 | 職員数 A | 給 与 費 | | | 計 B | 1 人当たり 給与費 (B/A) |
|----------|----------|------------|------------|------------|------------|------------------------|
| | | 給料 | 職員手当 | 期末勤勉手当 | | |
| 平成 26 年度 | 164 人 | 530,596 千円 | 127,523 千円 | 188,605 千円 | 846,724 千円 | 5,163 千円 |

(注) 1 職員手当には退職手当、子ども手当、児童手当は含まれていません。

2 職員数は平成 26 年 4 月 1 日現在の人数です。

2 職員の平均給与月額、初任給の状況

(1) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成 25 年 4 月 1 日現在）

①一般行政職

| 区 分 | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 |
|------------|--------|-----------|----------------|
| 黒川地域行政事務組合 | 44.1 歳 | 305,295 円 | 339,080 円 |
| 宮城県 | 42.2 歳 | 330,168 円 | 408,615 円 |
| 国 | 43.1 歳 | 307,220 円 | 376,257 円(注 3) |

②技能労務職

| 区 分 | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 |
|------------|--------|-----------|----------------|
| 黒川地域行政事務組合 | 45.5 歳 | 260,518 円 | 320,102 円 |
| 宮城県 | 50.2 歳 | 333,362 円 | 377,389 円 |
| 国 | 49.9 歳 | 272,119 円 | 309,534 円(注 3) |

③消防職

| 区 分 | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 |
|------------|--------|-----------|-----------|
| 黒川地域行政事務組合 | 38.1 歳 | 272,384 円 | 320,025 円 |
| 宮城県 | — | — | — |
| 国 | — | — | — |

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成 25 年 4 月 1 日現在における各職種の職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

3 「国」の区分における平均給与月額には、時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていません。

(2) 職員の初任給の状況 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

| 区 分 | | 黒川地域行政事務組合 | 宮城県 | 国 |
|----------------|-----|------------|-----------|-----------|
| 一般行政職 (消防職) | 大学卒 | 172,200 円 | 178,800 円 | 163,987 円 |
| | 高校卒 | 140,100 円 | 144,500 円 | 133,418 円 |
| 技能労務職 | 高校卒 | 137,200 円 | 141,900 円 | 130,656 円 |
| | 中学卒 | 121,600 円 | 125,400 円 | — |

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

| 区 分 | | 経験年数 7 年以上 10 年未満 | 経験年数 10 年以上 15 年未満 | 経験年数 15 年以上 20 年未満 |
|-------|-----|----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 一般行政職 | 大学卒 | — | 254,600 円 | — |
| | 高校卒 | — | — | — |
| 消 防 職 | 大学卒 | — | 257,200 円 | — |
| | 高校卒 | 191,150 円 | 232,650 円 | 284,038 円 |
| 技能労務職 | 高校卒 | — | — | 237,000 円 |
| | 中学卒 | — | — | — |

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

| 区分 | 標準的な職務内容 | 職員数 | 構成比 | 1 年前の構成比 |
|-----|----------------------------|------|--------|----------|
| 1 級 | 主事、技師 | 4 人 | 21.1% | 10.0% |
| 2 級 | 主事、技師 | 2 人 | 10.5% | 10.0% |
| 3 級 | 主幹、技術主幹、主査、技術主査 | 5 人 | 26.3% | 30.0% |
| 4 級 | 班長、副参事、技術副参事、会計管理者 教育次長 | 3 人 | 15.8% | 35.0% |
| 5 級 | 事務局長、会計管理者、班長、参事、 技術参事 | 4 人 | 21.1% | 10.0% |
| 6 級 | 事務局長、会計管理者 | 1 人 | 5.2% | 5.0% |
| 計 | | 19 人 | 100.0% | 100.0% |

(2) 消防職の級別職員数 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

| 区分 | 標準的な職務内容 | 職員数 | 構成比 | 1 年前の構成比 |
|-----|------------|-------|--------|----------|
| 1 級 | 消防副士長、消防士 | 41 人 | 30.4% | 32.3% |
| 2 級 | 消防士長 | 27 人 | 20.0% | 16.1% |
| 3 級 | 消防司令、消防司令補 | 30 人 | 22.2% | 23.1% |
| 4 級 | 消防司令 | 28 人 | 20.8% | 22.3% |
| 5 級 | 消防司令長 | 8 人 | 5.9% | 5.4% |
| 6 級 | 消防監 | 1 人 | 0.7% | 0.8% |
| 計 | | 135 人 | 100.0% | 100.0% |

(3) 技能労務職の級別職員数（平成 25 年 4 月 1 日現在）

| 区分 | 標準的な職務内容 | 職員数 | 構成比 | 1 年前の構成比 |
|-----|-----------|------|--------|----------|
| 1 級 | 技術員 | 0 人 | 0.0% | 0.0% |
| 2 級 | 技術員 | 8 人 | 72.7% | 81.8% |
| 3 級 | 主任技術員、技術員 | 3 人 | 27.3% | 18.2% |
| 計 | | 11 人 | 100.0% | 100.0% |

(注) 1 黒川地域行政事務組合の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(4) 昇給への勤務成績反映状況

1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間における業績、勤務態度や能力などを評価し、その評価に基づき、1 月 1 日に実施する昇給区分（0 号俸から 8 号俸）を決定することとしている。

4 職員手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

| 黒川地域行政事務組合 | 宮城県 | 国 |
|--|---|---|
| 1 人あたりの平均支給額 (平成 25 年度) 1,156,719 円 | — | — |
| (平成 25 年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 | (平成 25 年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 | (平成 25 年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 |
| (加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置【有】 ・役職加算 5～15% | (加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置【有】 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25% | (加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置【有】 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25% |

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

基準日（6 月 1 日・12 月 1 日）以前の 6 ヶ月以内の期間において勤務成績（業績、勤務態度、能力等）を適正に評価し、「特に優秀」「優秀」「良好」「良好でない」の区分に応じて理事会が成績率を決定する。

(2) 退職手当（平成 25 年 4 月 1 日現在）

| 黒川地域行政事務組合 | 国 |
|---|---|
| (支給率) | (支給率) |
| 自己都合 勤続 20 年 23.03 月分 勤続 25 年 32.83 月分 勤続 35 年 46.55 月分 最高限度額 55.86 月分 その他加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算） | 自己都合 勤続 20 年 23.03 月分 勤続 25 年 32.83 月分 勤続 35 年 46.55 月分 最高限度額 55.86 月分 その他加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算） |

(3) 地域手当 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

| | | | | |
|--------------------------------|-----|---------|------------|---|
| 支給実績 (平成 25 年度決算) | | ※該当者なし | | 円 |
| 支給職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 25 年度決算) | | 円 | | |
| 支給対象地域 | 支給率 | 支給対象職員数 | 国の制度 (支給率) | |
| 東京都 特別区 | 18% | — | 18% | |
| 宮城県 仙台市 | 6% | — | 6% | |
| 宮城県 名取市 多賀城市 利府町 富谷町 | 3% | — | 3% | |

(4) 特殊勤務手当 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

| | | | |
|--------------------------------|-------------|-------------------------------|--------------|
| 支給実績 (平成 25 年度決算) | | 2,368 千円 | |
| 支給職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 25 年度決算) | | 23,919 円 | |
| 職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成 25 年度) | | 59.6% | |
| 手当の種類 (手当数) | | 4 種 | |
| 手当の名称 | 主な支給対象職員 | 主な支給対象業務 | 左記職員に対する支給単価 |
| 火葬業務従事手当 | 火葬業務に従事した職員 | 火葬業務に従事した場合 | 1 件 200 円 |
| 出場手当 (水・火災) | 消防職員 | 水、火災等の防ぎょ活動に従事した場合 | 1 回につき 200 円 |
| 出場手当 (救急) | 消防職員 | 救急業務に従事した場合 ただし、不搬送には支給しない | 1 回につき 200 円 |
| 高度救急処置手当 | 消防職員 | 救急救命士の資格を有する職員が、高度救命処置を行った場合 | 1 回につき 500 円 |

(5) 時間外勤務手当

| | |
|------------------------------|-----------|
| 支給実績 (平成 25 年度決算) | 20,039 千円 |
| 職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 25 年度決算) | 137,253 円 |
| 支給実績 (平成 24 年度決算) | 26,836 千円 |
| 職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 24 年度決算) | 187,664 円 |

(6) その他手当 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

| 区分 | 内容及び支給単価 | 国の制度との異同 | 国の制度と異なる内容 | 平成 25 年度支給実績 | 支給職員 1 人当たりの平均支給年額 |
|--------|---|----------|------------|--------------|--------------------|
| 扶養手当 | <p>1 配偶者 13,000 円</p> <p>2 配偶者以外の扶養親族 1 人につき 6,500 円 ただし、職員に配偶者がいない場合は、そのうち 1 人について 11,000 円</p> <p>※ 扶養親族である子のうち、満 15 歳に達する日以後最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子 1 人につき 5,000 円加算</p> | 同じ | 無 | 23,778 千円 | 242,633 円 |
| 住居手当 | <p>借家、借間に住居している職員</p> <p>ア 月額 23,000 円以下の家賃を支払っている職員 家賃-12,000 円</p> <p>イ 月額 23,000 円を超える家賃を支払っている職員 11,000 円+ (家賃-23,000 円) /2 (限度額 27,000 円)</p> | 〃 | 〃 | 8,045 千円 | 297,963 円 |
| 通勤手当 | <p>1 交通機関等の利用者 1 箇月に要する運賃等 (最も経済的かつ合理的なもの) で 55,000 円を限度として支給</p> <p>2 自動車等の利用者 (片道 2km 以上) 使用距離 (片道) により、2,000 円~24,500 円</p> | 〃 | 〃 | 10,652 千円 | 71,013 円 |
| 管理職手当 | <p>管理、監督の地位にある職員に対し、その勤務の特殊性に基づき支給 18,500 円~41,500 円</p> | 〃 | 〃 | 5,846 千円 | 307,684 円 |
| 休日勤務手当 | <p>休日において、正規の勤務時間に勤務することを命じられ勤務した職員に支給 支給額=勤務 1 時間当たりの給与額×支給割合 (135/100) ×勤務時間数</p> | 〃 | 〃 | 32,850 千円 | 335,204 円 |
| 夜間勤務手当 | <p>正規の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務することを命じられ勤務した職員に支給 支給額=勤務 1 時間当たりの給与額×支給割合 (25/100) ×勤務時間数</p> | 〃 | 〃 | 9,240 千円 | 94,286 円 |

(7) 特別職の報酬等の状況（平成 25 年 4 月 1 日現在）

| 区 分 | | 給料月額・報酬年額 |
|---------|-------|--|
| 給 料 | 助 役 | 月 額 513,300 円 |
| 報 酬 | 理 事 長 | 年 額 138,500 円 |
| | 理 事 | 年 額 130,500 円 |
| | 議 長 | 年 額 132,000 円 |
| | 副 議 長 | 年 額 129,000 円 |
| | 議 員 | 年 額 127,000 円 |
| 期 末 手 当 | 助 役 | (平成 25 年度支給割合) 2.95 月分 |
| 退 職 手 当 | 助 役 | (算定方式) 給料月額×在職月数×26/100 (1 期の手当額) 6,405,984 円 (支給時期) 任期毎 |

(注) 退職手当の「1 期の手当額」は、4 月 1 日現在の給料月額及び支給率に基づき、1 期（4 年＝48 ヶ月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間

① 理事会事務局職員

職員の勤務時間は休憩時間を除き1週間当たり40時間で、1日の勤務時間は次のとおりです。

| 区 分 | 始業時間 | 終業時間 | 休憩時間 |
|--------|------|-------|-------------------|
| 一般行政職等 | 8:30 | 17:30 | 12:00 から 13:00 まで |

② 環境管理センターに勤務する職員の勤務時間区分表

| 適用職員 | 勤務区分 | 勤務時間 | | 休憩時間 |
|----------|------|-------|-------|-----------------------------------|
| | | 始業時間 | 終業時間 | |
| 所長が命じる職員 | 早番勤務 | 6:30 | 15:30 | 勤務時間の途中に60分とし、その時限は業務の実情に応じ所長が定める |
| | 平常勤務 | 8:30 | 17:30 | |
| | 遅番勤務 | 12:15 | 21:15 | |

③ 事業班に勤務する職員の勤務時間区分表

| 適用職員 | 勤務区分 | 勤務時間 | | 休憩時間 |
|--------------------------------|------|------|-------|--|
| | | 始業時間 | 終業時間 | |
| 介護認定審査会及び障害者自立支援審査会に出席を命じられた職員 | 出席当日 | 8:30 | 20:30 | 12:00 から 13:00 まで 及び 17:30 から 17:45 まで |
| | 出席翌日 | 8:30 | 14:30 | |

④ 消防事務局職員

| 区 分 | 始業時間 | 終業時間 | 休憩時間 |
|------|------|---------|---|
| 毎日勤務 | 8:30 | 17:30 | 12:00 から 13:00 まで |
| 隔日勤務 | 8:30 | 翌日の8:30 | 1当務2時間 仮眠のための休憩時間帯（午後9時から翌日の午前6時まで）に通算し6時間 |

(2) 年次有給休暇（平成25年1月1日から平成25年12月31日）

年間20日の年次有給休暇が付与され、20日を限度として翌年に繰り越すことができます。

| 区 分 | 総付与日数 | 総取得日数 | 対象職員数 | 平均取得日数 | 取得率 |
|--------|--------|--------|-------|--------|-------|
| 一般行政職等 | 1,142日 | 298日 | 30人 | 9.9日 | 26.1% |
| 消 防 職 | 5,129日 | 1,212日 | 135人 | 9.0日 | 23.6% |

(3) 病気休暇

職員が病気にかかり、又は負傷を受け、そのため療養を必要とするときには、療養のため休暇を取得することができます。

(4) 特別休暇

選挙権の行使、結婚、出産、交通機関等の事故など一定の要件に該当するときは、特別休暇を取得することができます。

(5) 介護休暇

職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等の負傷、疾病又は老齢により介護をするため勤務しないことが相当であると認められるときは、6月の範囲内で介護休暇を取得できます。介護休暇により勤務しない期間は無給となります。

(6) 育児休暇

職員が3歳に満たない子を養育するため、当該子が3歳に達する日まで取得することができます。育児休業により勤務しない期間は無給となり、期末手当及び勤勉手当については、勤務しない期間に応じ減額されます。

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分（平成25年4月1日から平成26年3月31日）

分限処分とは、勤務実績不良の場合や、心身の故障の場合、又はその職に必要な適格性を欠く場合等において、公務能率の維持並びに適正な行政運営の確保を図るために行われる処分です。

| 処分事由 | 処分の種類 | 処分の種類 | | | | | 合計 | 失職 |
|------------------------------|------------------------------|-------|----|----|----|----|----|----|
| | | 降任 | 免職 | 休職 | 降格 | | | |
| 勤務実績が良くない場合 | 地公法第28条第1項1号 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| 心身の故障の場合 | 地公法第28条第1項2号 地公法第28条第2項1号 | 0人 | 0人 | 1人 | 0人 | 1人 | 0人 | 0人 |
| 職に必要な的確性を欠く場合 | 地公法第28条第1項3号 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| 職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合 | 地公法第28条第1項4号 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| 刑事事件に関し起訴された場合 | 地公法第28条第2項2号 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| 条例で定める事由による場合 | 地公法第27条第2項 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| 合 計 | | 0人 | 0人 | 1人 | 0人 | 1人 | 0人 | 0人 |
| 地公法第28条第4項により失職した者 | | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |

(2) 懲戒処分（平成25年4月1日から平成26年3月31日）

懲戒処分とは、公務における規律と秩序を維持するため、職務上の義務に違反し、若しくは職務を怠った場合又は全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合において、職場の秩序を維持し快復を図るために行われる処分です。

| 処分事由 | 処分の種類 | 処分の種類 | | | | | 合計 | 訓告等 |
|--------------------------|--------------|-------|----|----|----|----|----|-----|
| | | 戒告 | 減給 | 停職 | 免職 | | | |
| 法令に違反した場合 | 地公法第29条第1項1号 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 2人 | 2人 |
| 職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合 | 地公法第29条第1項2号 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 5人 | 5人 |
| 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 | 地公法第29条第1項3号 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| 合 計 | | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 7人 | 7人 |

5 職員のサービスの状況

(1) サービス制度の概要等

法第 30 条では、サービスの根本基準として、「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」とされており、下記の義務や制限が定められています。

| サービスの具体的内容 | 法の規定 |
|---------------------|---------|
| サービスの宣誓 | 法第 31 条 |
| 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務 | 法第 32 条 |
| 信用失墜行為の禁止 | 法第 33 条 |
| 秘密を守る義務 | 法第 34 条 |
| 職務に専念する義務 | 法第 35 条 |
| 政治的行為の制限 | 法第 36 条 |
| 争議行為等の禁止 | 法第 37 条 |
| 営利企業等の従事制限 | 法第 38 条 |

ただし、研修を受ける場合や定期健康診断を受診する場合のほか、人事委員会が定める場合に職務に専念する義務が免除されることがあります。また、営利企業への従事に関しては、許可基準を設け運用しています。

(2) 職員の営利企業等従事許可の状況（平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日）

職員が営利企業等に従事する場合には、地方公務員法に基づき任命権者の許可が必要です。

| 区 分 | 件数 |
|---|-----|
| 営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社、その他の団体の役員、その他地方公共団体の規則に定める地位を兼ねる場合 | 0 件 |
| 自ら営利を目的とする私企業を営む場合（農業他） | 0 件 |
| 報酬を得て事業又は事務に従事する場合（統計調査等） | 0 件 |

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修

① 理事会事務局

| 研 修 名 | | 研修場所 | 実施年月 | 受講者数 |
|---------|----------|-------------|--------|------|
| 階層別研修 | 新規採用職員研修 | 宮城県市町村職員研修所 | H25.10 | 2 人 |
| | 管理者研修Ⅱ | 宮城県市町村職員研修所 | H26.1 | 1 人 |
| 専 門 研 修 | 会計学入門講座 | 宮城県市町村職員研修所 | H25.6 | 1 人 |
| | OA研修 | 宮城県市町村職員研修所 | 通年 | 4 人 |
| 計 | | | | 8 人 |

② 消防事務局

| 研修名 | 研修場所 | 実施年月 | 受講者数 |
|------------------------------------|--------------|--------|------|
| 救急救命士気管挿管実習 | 病院研修 | H25.4 | 2人 |
| 第44期救急救命士養成研修 | 救急救命東京研修所 | H25.4 | 1人 |
| 初任総合教育入校 | 宮城県消防学校 | 通年 | 9人 |
| 消防長会東北支部総会 | 岩手県盛岡市 | H25.4 | 1人 |
| 救急救命士就業前研修 | 病院研修 | H25.5 | 2人 |
| 救急救命士指導者研修 | 病院研修 | H25.5 | 2人 |
| 消防大学校救助課における学生企画総合訓練見学 | 消防大学校 | H25.5 | 2人 |
| 全国女性消防操法大会操法指導員研修会 | 横浜市消防訓練センター | H25.6 | 1人 |
| 宮城 JPTEC プロバイダー講習 | 宮城県消防学校 | H25.6 | 2人 |
| 東北救急医学会・学術集会 | 新潟県新潟市 | H25.6 | 1人 |
| 危険物保安技術研修会 | 東京都千代田区 | H25.7 | 1人 |
| 日本臨床救急医学会・学術集会 | 東京都千代田区 | H25.7 | 1人 |
| 救急救命士再教育研修 | 病院研修 | 通年 | 3人 |
| 救急救命士再教育研修（ドクターカー） | 病院研修 | 通年 | 3人 |
| 東北支部消防署長研修会 | 新潟県新潟市 | H25.8 | 1人 |
| 第45期救急救命士養成研修 | 救急救命東京研修所 | H25.9 | 1人 |
| 自動車安全運転センター研修 （消防・救急緊急自動車運転技能者） | 自動車安全運転中央研修所 | H25.9 | 1人 |
| 東北支部警防実務講習会 | 青森県三沢市 | H25.10 | 1人 |
| 緊急消防援助隊 北海道東北ブロック合同訓練 | 北海道苫小牧市 | H25.10 | 2人 |
| 2級小型船舶操縦士 | 日本船舶職員養成協会東北 | H25.10 | 1人 |
| 第3期救急救命士再教育研修 | 宮城県消防学校 | H25.11 | 1人 |
| 第5期火災調査科 | 宮城県消防学校 | H25.11 | 2人 |
| 消防防災ICT化推進に係る連絡会議 | 青森県青森市 | H25.11 | 1人 |
| 小型移動式クレーン運転技能講習 | 日本クレーン協会東北支部 | H25.11 | 1人 |
| 玉掛け技能講習 | 日本クレーン協会東北支部 | H25.11 | 1人 |
| 東北支部予防・広報講習会 | 福島県いわき市 | H25.11 | 1人 |
| 第28期幹部教育中級幹部科 | 宮城県消防学校 | H25.11 | 2人 |
| 消防団120年・自治体消防65周年記念大会 | 東京都文京区 | H25.11 | 3人 |
| 第4期救急救命士再教育研修 | 宮城県消防学校 | H25.12 | 1人 |
| 消防救助シンポジウム | 東京都千代田区 | H25.12 | 1人 |
| 第3期危険物科 | 宮城県消防学校 | H25.12 | 2人 |
| 救急救命東京研修所想定訓練参観 | 救急救命東京研修所 | 通年 | 2人 |
| 救命士国家試験特別対策集中講座 | 救急救命東京研修所 | H26.2 | 1人 |
| 宮城MCLSコース | 宮城県消防学校 | H26.3 | 2人 |
| 計 | | | 59人 |

(2) 職員の勤務成績の評定状況（平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日）

| 評定基準日 | 評定の対象人数 |
|------------------|---------|
| 平成 25 年 12 月 1 日 | 165 名 |

(3) 職員の勤勉手当成績率判定の状況（平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日）

| 評定基準日 | 評定の対象人数 |
|------------------|---------|
| 平成 25 年 6 月 1 日 | 165 名 |
| 平成 25 年 12 月 1 日 | 165 名 |

7 職員の福祉及び利益保護の状況

(1) 職員の福祉

① 健康診断実施状況

| 区 分 | 理事会部局等 | 消防部局 | 受診者数 |
|-----------------|--------|-------|-------|
| 定期健康診断（人間ドック含む） | 29 人 | 135 人 | 164 人 |
| 胃がん検診（人間ドック含む） | 24 人 | 84 人 | 108 人 |
| 子宮がん検診 | 3 人 | 0 人 | 3 人 |
| 乳がん検診 | 3 人 | 0 人 | 3 人 |

② 共済制度

共済制度とは、職員の掛金と使用者である地方公共団体等の負担金を財源として、職員の生活の安定と福祉の向上を図るもので、地方職員共済組合等が各種給付事業や福祉事業を行っています。

③ 公務災害補償

地方公務員災害補償制度は、地方公務員が公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。）又は通勤災害によって生じた損害を補償するとともに、必要な福祉事業を行うものです。

(2) 職員の利益保護

職員の勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に関する不服申立等の利益の保護の状況

① 勤務条件に関する措置の要求状況

| 継続件数 | 措置要求件数 |
|------|--------|
| 0 件 | 0 件 |

② 不利益処分に関する不服申立状況

| 継続件数 | 措置要求件数 |
|------|--------|
| 0 件 | 0 件 |